

アメリカの死刑制度の動向

目次

1.	はじめに	2
2.	アメリカにおける死刑制度の動向 . . .	2
3.	死刑制度の衰退	4
4.	死刑制度の今後	5
5.	おわりに	7

(プロフィール)

笹倉香奈

甲南大学法学部教授（刑事訴訟法）。東京大学法学部卒業、一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））。死刑に関する著作として、「死刑事件と適正手続——アメリカにおける議論の現状」（法律時報 91 巻 5 号）、「死刑事件の手続」（法学セミナー 61 巻 1 号）、「アメリカ合衆国における死刑制度の現状」（自由と正義 66 巻 8 号）、翻訳書としてデイビッド・T・ジョンソン『アメリカ人のみた日本の死刑』（岩波新書）がある。

1. はじめに

本稿の目的は、アメリカにおける死刑制度の動向を概観することにある。

筆者は2015年にもアメリカの死刑制度の状況に関する小稿を公表した¹。しかしその後の5年で、アメリカでは新たな動きも見られる。本稿はこの動向についても確認する。

世界の中で死刑を法律上・事実上廃止している国は142カ国、存置している国は56カ国である(2020年1月現在)²。存置国のうち、2019年に死刑を実際に執行したのは20カ国のみであり、日本とアメリカはこの中に含まれる。いわゆる先進国の中で死刑制度を存置し、いまだに執行を続けている国は日本とアメリカだけである。

つまり、日本とアメリカは死刑制度に関して世界の中でも特異な地位を占める。しかし、両国における議論状況はまったく異なる。後述のとおり、アメリカでは常に死刑制度に関する活発な議論が行われ、連邦最高裁では死刑事件や死刑制度に関する判例が発展してきた。年を追うごとに、様々な動きが見られている。

そこで本稿では、アメリカにおける死刑制度の現状を確認した上で、日本の死刑制度の特異性を指摘したい。

2 アメリカにおける死刑制度の動向

(1) 死刑の憲法的規制

周知の通り、連邦制を採用するアメリカでは州ごとに死刑制度の在り方が決定されているが、死刑制度に関する基本的なルールは、*ファーマン判決*(1972年)・*グレッグ判決*(1976年)³以降の連邦最高裁の諸判例によって確立されてきた。連邦最高裁は、判例を通じて死刑への憲法的規制を行ってきたのである⁴。

連邦最高裁は「死刑は特別」であるという考え方から、死刑事件については特別の手続的な規制が必要であると判断してきた。このようにして連邦最高裁が1970年代以降に積み重ねてきた、連邦憲法上要求される手続保障の内容を、狭義のスーパー・デュー・プロセスと呼ぶことができよう。さらに、死刑を存置する各州においては、立法や運用によって死刑事件につき手厚い手続保障を行ってきた。これを広義のスーパー・デュー・プロセスと呼ぶ。

連邦最高裁は、陪審が死刑判決をする際の裁量権の行使が恣意的にならないように、死刑量刑の際の指針を与える立法が必要であると判断した。このため、各州では立法により死刑量刑のガイドラインが制定された。同時に、連邦最高裁は、死刑の適用が問題になるとときには「第8修正(引用者注:残虐

1 笹倉香奈「アメリカ合衆国における死刑制度の現状」自由と正義66巻8号(2015年)23頁。同稿は、CrimelInfoのウェブサイトから無料で閲覧することができる。https://www.crimeinfo.jp/wp-content/uploads/2018/11/LibertyJustice_66_8_23.pdf、最終閲覧日2020年12月20日。以下、ウェブサイトの最終閲覧日は同日)。

2 Amnesty International, 'Death Penalty' <https://www.amnesty.org/en/what-we-do/death-penalty/>

3 *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238; *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153.

4 詳細は、四宮啓「日本における死刑量刑手続について:その公正性・倫理性そして憲法適合性」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集(下巻)』(成文堂、2014年)、田鎖麻衣子「死刑事件における適正手続」季刊刑事弁護83号(2015年)120頁、笹倉香奈「死刑事件の手続」法学セミナー732号(2016年)46頁、キャロル・スタイカー=ジョーダン・スタイカー(笹倉香奈訳)「死刑と憲法的規制:アメリカと日本の比較」法律時報91巻5号(2019年)、笹倉香奈「死刑事件と適正手続:アメリカにおける議論の現状」法律時報91巻6号(2019年)、デイビッド・T・ジョンソン(笹倉香奈訳)『アメリカ人のみた日本の死刑』(2019年)など。

で異常な刑罰を禁ずる合衆国憲法の修正条項)の基礎にある人間性への敬意からすると…個々の犯罪者の性格や経歴と、当該犯罪の事情が考慮されることが、死刑を科す過程においては憲法上不可欠のものである」として、死刑量刑を個別化し、被告人の個人的事情を考慮することも必要であるとした⁵。この考慮の際に重要になるのは、死刑を回避する方向に働く減軽事情である。2000年代には減軽事情の調査は弁護人の義務であり、被告人の権利である(憲法第6修正(弁護人の効果的な弁護を受ける権利))との判例が積み重ねられた。

こうして連邦最高裁は1970年代以降に(1)死刑判決の適用を狭め(非死刑事件への適用の禁止、加重事由のある謀殺への限定)、(2)死刑を言い渡すう犯罪・犯罪者を厳格に規制し(例えば年少者や知的障がい者への死刑判決の適用を禁止)、(3)死刑量刑を個別化し(減軽証拠による死刑判決の回避)、(4)死刑事件においてはより高度な手続保障が必要であると判断してきた⁶。

このような連邦最高裁による憲法的規制のもと、各州も死刑事件に手厚い手続保障を行ってきた。その典型的な内容は、次のようなものである。(1)死刑相当犯罪とそれ以外の犯罪は、検察官による起訴判断の段階で区別され、検察官が死刑を追求する事件は「死刑事件」として扱われる。(2)死刑事件の弁護は経験のある弁護人がチームを組んで行い、弁護チームには事実問題に関する調査員と、減軽証拠の調査を専門的に行う減軽専門家が入る、(3)減軽証拠は無制限に提出することができる、(4)事実認定審理と量刑審理は二分され、いずれにも陪審員が関与する、(5)陪審の死刑評決は全員一致でなければならない、(6)死刑判決後の直接上訴手続、その後の州の有罪判決後の手続および連邦の人身保護請求によって死刑判決の見直しが行われるが、死刑事件についてはこのすべての段階に公的弁護が保障される。

手厚い手続保障が行われることにより、死刑事件の審理・処理にかかるコストは高額なものになる。実際に死刑判決の適用が問われるカウンティ(郡)のレベルでは、高額な死刑事件の費用を負担できないため、検察官が死刑事件として起訴できないという状況も生じた⁷。

(2) スーパー・デュー・プロセスがもたらしたもの

それでは、以上のような死刑事件における「スーパー・デュー・プロセス」は何をもたらしたか。

慎重な手続と死刑事件弁護の充実は、それ自体が死刑判決の言い渡しを減少させた。例えば1973年から1995年までの間に言い渡された4,500件以上の死刑判決に関する研究によれば、「破棄事由となる重大な過誤」があったという理由で、68%の判決がその後破棄された。再審理の結果、82%では死刑判決より軽い刑が言い渡され、7%では無罪判決が言い渡されたという⁸。実に3分の2に上る死刑判決が破棄されているのである。

他方で、アメリカにおいては1990年代から「イノセンス運動(Innocence Movement)」と呼ばれる民間を中心とした雪冤運動が活発化した⁹。イノセンス・プロジェクトをはじめとする民間の雪冤団体の活動が全米に拡大し、多くの冤罪事件の存在が明らかになった。中でも無実の人々が死刑判決を言い渡されていたことが判明したことは、社会に衝撃を与えた¹⁰。

5 ウッドソン判決(Woodson v. North Carolina, 428 U.S. 280 (1976))、ロバーツ判決(Roberts v. Louisiana, 428 U.S. 325 (1976))。

6 スタイカー前掲注(4)論文。

7 Richard C. Dieter, The 2% Death Penalty: How a Minority of Counties Produce Most Death Sentences at Enormous Cost to All (2013) at 18, obtainable at: <https://documents.deathpenaltyinfo.org/pdf/TwoPercentReport.f1564408816.pdf>

8 James S. Liebman et al., A Broken System: Error Rates in Capital Cases, 1973-1995, Columbia Law School Public Law Research Paper No. 15 (2000).

9 イノセンス運動の経緯については、笹倉香奈「日本版イノセンス・プロジェクトの設立をめぐる」世界883号(2016年)229頁。

10 DNA鑑定によって雪冤された人は、1989年以降に375人にのぼり、うち21人が死刑確定者であった(イノセンス・プロジェクトのウェブサイト<https://innocenceproject.org/>による)。DNA鑑定以外の手段による雪冤を含めると、雪冤者は2706人(死刑確定者は129人)で

さらに 2011 年には国内で執行薬物を供給していた薬物会社が製造を停止し、さらにヨーロッパが死刑執行のための薬物の輸出を禁じたことで¹¹薬物の不足が生じた。アメリカの死刑存置州では執行のために検査の行われていない薬物による執行が行われ、それによって 2014 年にはオクラホマ州やアリゾナ州で次々に執行の失敗¹²が起こった。これも社会に衝撃を与え、その後も執行プロトコルについて争う訴訟が多発する。

このように、アメリカの死刑制度が様々な面でうまく機能していないことは明らかであった。以上のような問題点(高額なコスト、誤判・冤罪、執行の失敗など)が明らかになり、事実に基づく廃止論が唱えられることにより、死刑に対する社会の疑念・懸念は高まった。アメリカではほぼすべての州に仮釈放のない終身刑が存在するのに、「なぜ死刑でなければならないのか」という認識が社会や陪審員にも広がっていくことになる。以前から指摘されていた死刑制度の人種差別的な運用、死刑の倫理性・道徳性、宗教的価値観から見た死刑制度の問題点だけではなく、死刑制度の運用上の問題点が具体的に明らかにされたのが、ここ 20~30 年ほどの傾向であるといえるだろう。

3. 死刑制度の衰退

(1) 死刑制度の衰退傾向

このような状況をもたらしたのは、アメリカの死刑制度の衰退である。この 10 年から 20 年の間に、死刑は明らかに衰退した。このようにいえる理由は 3 つある。

第 1 に、死刑判決の数および死刑の執行数が、全米で減り続けている。1 年間に死刑判決を言い渡された者の数は、1996 年のピーク時には 315 人であったが、2010 年には 114 人、2019 年には 34 人、2020 年には 18 人に減少した。死刑執行数は 1998 年のピーク時に 98 人であったが、2010 年には 36 人になり、2019 年には 22 人、2020 年には 17 人になった¹³。

第 2 に、死刑を廃止する州が増加している。2000 年代までに死刑を廃止していた州は 12 州であったが、2000 年代終わりに 3 州が¹⁴、2010 年代には 6 州が死刑を廃止した¹⁵。2020 年にもコロラド州が死刑を廃止し、廃止州は 22 州になった。

これら以外に、州知事が死刑執行の停止を宣言するモラトリアム州も 3 州ある(オレゴン州、ペンシルバニア州、カリフォルニア州)。また、10 年間死刑を執行していない州は 12 州ある。廃止州と 10 年間死刑を執行していない州の数を足すと 34 州に上り、全米 50 州の 7 割を占めるのである。

第 3 に、世論の動向である。「死刑制度が道徳的に受け容れられるものか」を問うた世論調査の結果を見てみると、2006 年には「受け容れられる」が 71%、「受け容れられない」が 22%であったが、2020 年

ある(全米雪冤者データベース<http://www.law.umich.edu/special/exoneration/Pages/about.aspx>による)。1973年以降の死刑判決を受けた雪冤者は、173人に上る(死刑情報センターのウェブサイト<https://deathpenaltyinfo.org/policy-issues/innocence-database/>による)。

11 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_11_1578

12 2014年4月に執行されたクレイトン・ロケット(オクラホマ州)の執行においては、薬物が効かず、ロケットは43分間苦悶したうえで心臓発作で亡くなったとされる。

13 Death Penalty Information Center, The Death Penalty in 2020: Year End Report, Obtainable at: <https://deathpenaltyinfo.org/facts-and-research/dpic-reports/dpic-year-end-reports/the-death-penalty-in-2020-year-end-report> なお、コロナ禍により裁判所が閉鎖されたことなどは、2020年の死刑判決数・執行数に影響する要因であろう。しかし、死刑情報センターの報告書は、パンデミック前の死刑判決数・執行数はここ数年と同様、減少傾向にあったという。

14 2007年にニュージャージー州とニューヨーク州、2009年にニューメキシコ州が廃止。

15 2011年に伊利ノイ州、2012年にコネチカット州、2013年にメリーランド州、2016年にデラウェア州、2018年にワシントン州、2019年にデラウェア州が廃止。これらのほかコロンビア特別区も死刑を廃止している。なお、ネブラスカ州は2015年に州議会が死刑を廃止したが、翌年に州民投票により再導入された。

にはそれぞれ 54%と 40%になっている¹⁶。「殺人事件で有罪判決を受けた人に対して死刑を言い渡すべきか」という調査に対しては、1994 年には「賛成」が 80%で「反対」が 16%であったが、2020 年には「賛成」が 55%で「反対」が 43%になった¹⁷。アメリカの世論においても、死刑への支持は明らかに低下しつつある。

以上のように死刑制度への支持は、ここ 10 年から 20 年の間に明らかに低下した。この背景には、前述したとおり、死刑への疑念が、司法界にも社会にも広がりつつあるという事情があるように思われる。

(2) 連邦の死刑の動向

以上の死刑の衰退傾向に対して、2020 年にまったく異なる動きが見られたのが連邦政府である。

連邦の法域では 2020 年まで 17 年もの間、死刑が執行されていなかった。1988 年に連邦に死刑が再導入されて以降、執行されたのは 3 人のみであった。しかし、トランプ政権は 2019 年 7 月 25 日に死刑執行の再開を突如公表し、2020 年 7 月以降の半年間に実に 10 人の死刑を執行した。前述のとおり 2020 年の全米の執行人数は 17 人であったが、この半数以上が連邦政府によるものだったのである。連邦政府が 1 年間に州よりも多数の死刑を執行するのは、アメリカ史上初のことであった。

2020 年の連邦政府の死刑執行については、様々な問題点が指摘されている。執行された 10 人の中には、先住民居住区で別の先住民を殺害した先住民（連邦政府によって先住民の死刑が執行されるのは初めてであった）、犯行時にティーンエイジャーだった 2 人（68 年ぶりの執行）、死刑を廃止した州での事件によって死刑を言い渡された者（57 年ぶりの執行）が含まれているほか、知的障がい者や重篤な精神疾患患者の執行も予定されている。

以上のようなトランプ政権下での連邦の執行の状況は、これまでの連邦の実務とも州のレベルの死刑制度の現状ともまったく異なる、異質なものである。

4. 死刑制度の今後

それでは、今後、アメリカの死刑制度はどのようになるのだろうか。

連邦レベルを見ると、2021 年 1 月に大統領に就任するジョー・バイデンは「アメリカの司法へのコミットメントを強化するためのバイデン計画」¹⁸ を公表しており、その中で死刑について次のように述べている。

死刑は廃止する。1973 年以来、アメリカで死刑判決を受けた 160 人以上の人々が後に雪冤されている。すべての死刑事件において、正しい判断が行われるとは限らない。従って、バイデンは連邦レベルにおいて死刑を廃止する法律を成立させ、州が連邦政府の手本に従うというインセンティブを与えるよう働きかける。死刑を言い渡されている人々は、仮釈放のない終身刑に服すべきである。

16 Gallup社による2020年5月の世論調査の結果である。<https://news.gallup.com/poll/312929/record-low-say-death-penalty-morally-acceptable.aspx>

17 Gallup社による2020年9月～10月の世論調査の結果である。調査については、<https://news.gallup.com/poll/1606/death-penalty.aspx> を参照されたい。

18 The Biden Plan for Strengthening America's Commitment to Justice, <https://joebiden.com/justice/>

もともとバイデンは死刑存置論者で、1994年の連邦の暴力犯罪取締り及び法執行法(犯罪法)を起草していた。同法は死刑適用犯罪を拡大し、三振法や必要の最低刑を導入するという厳罰化を推進する法律であった。しかしその後、バイデンは2020年の討論会で「犯罪法は誤りであった」と発言し、現在の政策には死刑廃止を掲げる。

副大統領のカマラ・ハリスはカリフォルニア州の検察官出身であり、2004年サンフランシスコ地区検事、2010年にはカリフォルニア州の司法長官に就任した。ハリスも死刑廃止論者であり、サンフランシスコ地区検事時代には警察官の殺人事件で死刑の求刑をしなかったこともあるという¹⁹。

次期政権の死刑制度に対する姿勢を見ると、少なくとも現在のトランプ政権下における死刑の運用が引き継がれないことは予測できる。2021年1月5日の米上院の選挙によって民主党が両院において多数派を占めることになったことで、バイデンが政策として表明する、連邦における死刑制度の廃止法が成立する可能性もあるだろう。連邦制を採用するアメリカでは、連邦法で州の死刑を廃止することはできない²⁰。しかし、連邦法域における死刑の廃止は可能であるし、それが実現した場合には、存置州における議論にも影響を与えることになるだろう。

他方、州レベルにおける現在の死刑衰退の動向は、今後も続くだろう。死刑をほぼ執行していない州においては今後、廃止に向けた動きが強まることも予測できる。他方で、一部にはテキサス州やアラバマ州のように、頑なに死刑制度を守り続け執行を続ける保守的な州も存在する。

それでは、アメリカは国として死刑を廃止することになるのであろうか。

かつては、アメリカの連邦最高裁が近い将来に死刑が憲法に違反すると判断し、死刑が全面的に廃止される可能性があるとの指摘もなされていた。死刑研究で著名なスタイカー教授らは2016年の著作で、「近い将来、全米で死刑が廃止されるとするならば、連邦最高裁による憲法判断によるものになるだろう」と述べた。死刑を法律上・事実上廃止する州が増えていること、死刑を適用し執行する法域が少数になってきていること、社会や専門家のコンセンサスが変化していることなどから、死刑は第8修正(残虐で異常な刑罰の禁止)が求める「均衡性(Proportionality)」を欠き、違憲であるとの判断をする可能性があるというのであった。スタイカー教授らは、連邦最高裁が憲法判断を行うかは最高裁判事の構成に依存するだろうと予測した²¹。そして「アメリカで死刑廃止が実現されるのは、そう遠くない将来である」と展望していたのである。

現在、アメリカの連邦最高裁の9人の判事のうち、6人が保守派で3人がリベラル派であるとされる。トランプ政権の指名によって、保守派が圧倒的な優勢になった。このような状況のもと、連邦最高裁が近い将来に死刑は憲法違反であるとの判断をする可能性は低くなってしまったようにも思える²²。

19 ただし、ハリスは検察官時代に冤罪が疑われる死刑事件についてDNA鑑定を拒否したことがあり、冤罪救済の関係者などからは批判も強い。カリフォルニア州の司法長官であった2014年当時には、連邦地裁がカリフォルニア州の死刑制度を違憲であると判断したことがあったが、ハリスが上訴したことによって違憲判決は破棄された。このように、ハリスの死刑制度に対する態度は一貫性がないと批判もされている。なお、ハリスはトランプ政権のもとで連邦政府が執行を再開したとき、ウェブ記事で次のように所感を明らかにしている。「執行を再開するという政権の決定は、誤っており不道徳である。死刑は差別的で不可逆的であって効果もなく、納税者の税金の無駄遣いである。だから、私は法執行官として死刑には反対してきた。私はこれまでずっと死刑に反対してきた。私たちの司法制度はすべての人を平等に扱うことになっているはずなのに、死刑は不公平に適用されていることが証明されている。……死刑はまた、税金の無駄遣いでもある。学校や医療、修復的司法プログラムに投資することができるはずのお金である。そして、アメリカでは、後に無実であることが判明した多くの人に対して死刑が最終的な刑罰として科せられてきた。1973年から2016年までの間に、10人の死刑囚が処刑されるごとに、1人以上の人が無罪を言い渡されている。無実の人を一人たりとも殺してはいけない。他の人間を殺害した者には迅速かつ重大な処罰を与えるべきだが、死刑は国をより安全なものにはしない。政権は直ちに方向転換すべきである。」(Here's Where I Stand on the Capital Punishment, <https://medium.com/@SenKamalaHarris/heres-where-i-stand-on-capital-punishment-50a76456fac4>, 2019年7月29日)

20 Carol Steiker & Jordan Steiker, *Courting Death: The Supreme Court and Capital Punishment* (Harvard, 2016) at 256-257.

21 *Id.*, at 258.

22 長い目で見れば、いわゆる「マーシャル仮説」により、保守派の判事が死刑に関する意見を変える可能性はある。マーシャル仮説というのは、人は死刑についてより多くの情報を与えられれば与えられるほど、死刑が衝撃的で不公正で、受け容れられないものであると考

アメリカが国として一度に死刑を廃止するかどうかを予測することは難しくなったのかもしれない。しかし、州レベルにおいては、今後も死刑衰退の動きは続いていくことは確実である。

5. おわりに

以上、アメリカにおける死刑制度の現状を概観した。

デイビッド・T・ジョンソンは日本が死刑を廃止することになる状況を2つ指摘した²³。ひとつは誤った執行が日本で行われたことが発覚した場合、もうひとつはアメリカで死刑が廃止された場合であるという。世界最大の民主主義国家たるアメリカが死刑を存置してきたことが、日本やその他の存置国における死刑存置の正当化の理由とされてきたからである。

実際にアメリカが近い未来に死刑を廃止するかどうかは分からない。しかし、少なくともアメリカでは、「死刑は特別」であるという考えから連邦最高裁が多くの判断を示しており、冤罪事件や執行の失敗などの事実によって世論が大きく変化し、死刑制度の衰退が見られるという状況にあることも事実である。常に死刑制度が関心事となり、議論が展開してきている。

これに対して、日本はどうか。日本では、最高裁が死刑は「被告人の生命そのものを永遠に奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰である」²⁴などという判断を繰り返しつつも、死刑事件の手続は死刑事件以外の手続と制度的に異なることはない。また、冤罪事件が発生しても、それが死刑制度の見直しにはつながってこなかった。

この間、日本では日本弁護士連合会は2016年の人権擁護大会で「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)を行った。同宣言は2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、死刑を廃止するに際して、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑として「仮釈放の可能性がない終身刑制度」あるいは「重無期刑制度」の検討をすることを求めた。他にも死刑をめぐる動きはあった。2018年12月には「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」が、2019年には市民団体や法曹関係者らが中心となって日弁連とも連携しつつ活動を行う「死刑をなくそう市民会議」が設立された。他方、2018年にはオウム真理教の元信者らの死刑が立て続けに執行され、2017年以降には再審請求中の死刑確定者の刑が執行された。

これらの出来事はメディアでも大きく報道されたものの、日本の社会全体において死刑制度をめぐる議論が活発化しているという状況にはない。裁判所においても、死刑制度そのものに関して新たな規範を定立するような裁判例は出されていない。アメリカの死刑をめぐる議論が常に動いているとすれば、日本の議論は停滞している。

アメリカとの対比をしたとき、日本の死刑をめぐる状況の異常性を改めて認識することができる。

2021年1月12日公開



えるという仮説である。グレッグ事件判決(1976年)におけるマーシャル判事の意見で述べられた内容であり、その後の連邦最高裁判事の「転向」を見れば、死刑存置派の判事が廃止派に態度を変えることがあり得るとの見方もできよう。マーシャル仮説については、ジョンソン・前掲注(4)書144-147頁。

23 ジョンソン・前掲注(4)書158頁。

24 最決平成27年2月3日・刑集69巻1号99頁。